有機藻類の生産行程についての検査方法の一部を改正する件　新旧対照表
○有機藻類の生産行程についての検査方法（令和３年 12 月７日農林水産省告示第 2081 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
有機藻類の生産行程についての検査方法 **1**　（略） **2　引用規格** 次に掲げる引用規格は，この検査方法に引用されることによって，その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。これらの引用規格は，その最新版を適用する。 **JAS 0018**　有機藻類 有機藻類についての生産行程管理者等の認証の技術的基準（令和 3 年 12 月 7 日農林水産省告示第 2079 号） **3　用語及び定義** この検査方法で用いる主な用語及び定義は，**JAS 0018** 及び有機藻類についての生産行程管理者等の認証の技術的基準による。 **4　生産行程についての検査** 生産行程についての検査は，認証生産行程管理者等が同一の生産の方法によると認められる荷口（以下“生産荷口”という。）ごとに，次によって行わなければならない。 **a)**　次の事項について，当該生産荷口の生産行程の管理記録が作成され，かつ，適正に保管されていることの確認。ただし，養殖業者にあっては **6)**，採取業者にあっては **4)**，**5)**及び **7)**を除く。 **1)～8)**　（略） **9)**　収穫又は採取，輸送，調製，貯蔵，包装その他の収穫又は採取以後の工程に係る管理方法 **b)・c)**　（略）	有機藻類の生産行程についての検査方法 **1**　（略） **2　引用規格等** 次に掲げる引用規格等は，この検査方法に引用されることによって，その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格等は，その最新版を適用する。 **JAS 0018**　有機藻類 有機藻類についての生産行程管理者の認証の技術的基準（令和 3 年 12 月 7 日農林水産省告示第 2079 号） **3　用語及び定義** この検査方法で用いる主な用語及び定義は，**JAS 0018** 及び有機藻類についての生産行程管理者の認証の技術的基準による。 **4　生産行程についての検査** 生産行程についての検査は，認証生産行程管理者等が同一の生産の方法によると認められる荷口（以下“生産荷口”という。）ごとに，次により行わなければならない。 **a)**　次の事項について，当該生産荷口の生産行程の管理記録が作成され，かつ，適正に保管されていることの確認。ただし，養殖業者にあっては **6)**を，採取業者にあっては **4)**，**5)**及び **7)**を除く。 **1)～8)**　（略） **9)**　収穫又は採取，輸送，調製，貯蔵，包装その他の収穫又は採取以後の行程に係る管理方法 **b)・c)**　（略）